

第4回

仙台市部活動地域移行検討協議会

令和7年7月10日(木)

仙台市・仙台市教育委員会

目 次

1. 部活動の位置づけ	… p1 ～ p3
2. 部活動の実情・課題1 （生徒数の減少）	… p4 ～ p5
3.部活動の実情と課題2 （教職員の働き方改革）	… p6 ～ p9
4. 国における検討状況	… p10
5. 前回までの振り返り	… p11 ～ p12
6. 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する 実行会議の最終とりまとめ	… p13～ p16
7. 宮城県の方角性	… p17
8. 今後の協議会スケジュール(案)	… p18
9. 地域展開にあたっての主な協議事項	… p19
10. 本日の協議ポイント	… p20

01 部活動の位置づけ

1 部活動の目的

学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらすもの。

【平成25年5月 運動部活動での指導のガイドライン（文科省）より】

2 部活動の学校教育における位置付け

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

01 部活動の位置づけ

3 部活動の学校教育における改訂の概要

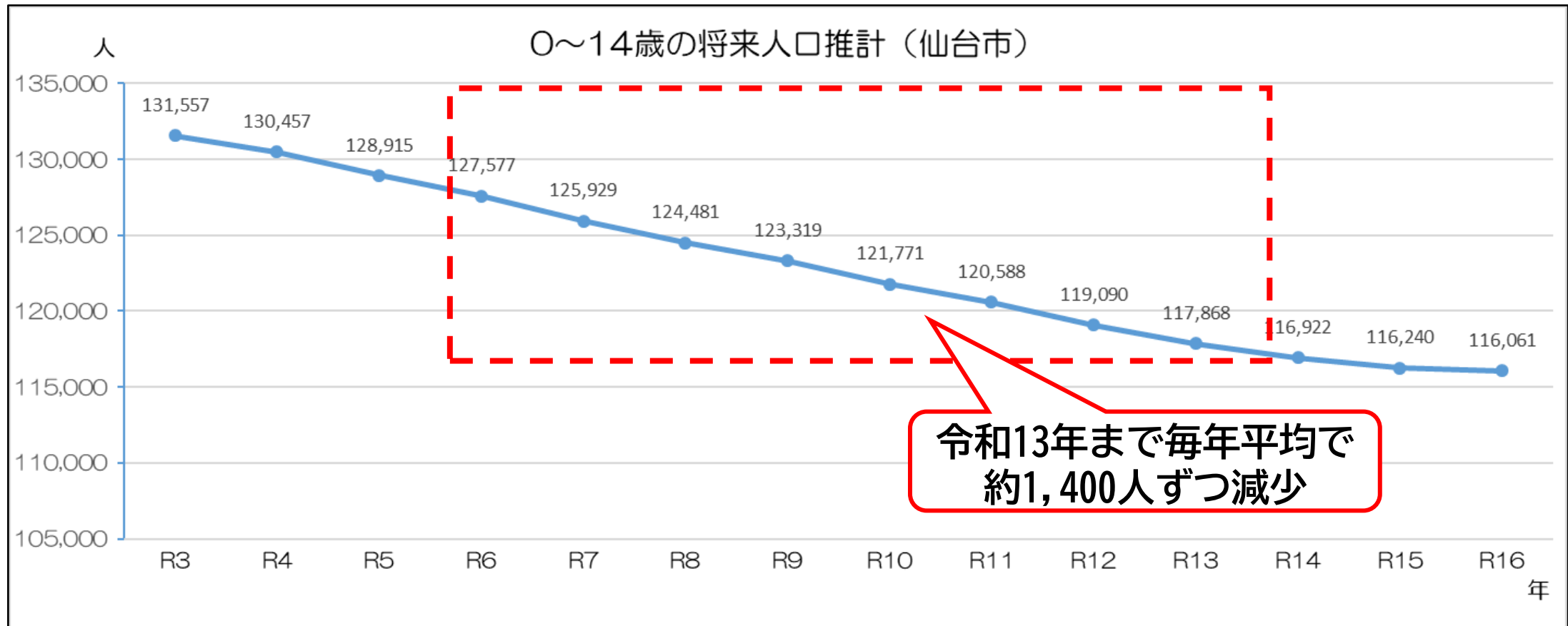
(2)部活動は、**法令上の義務として実施されるものではないことから、学校の判断により実施しないこともあり**、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記したこと。

令和6年12月25日 スポーツ庁、文化庁、文部科学省（通知より）

02 部活動の実情・課題1

1 生徒数の減少

仙台市の将来人口推計

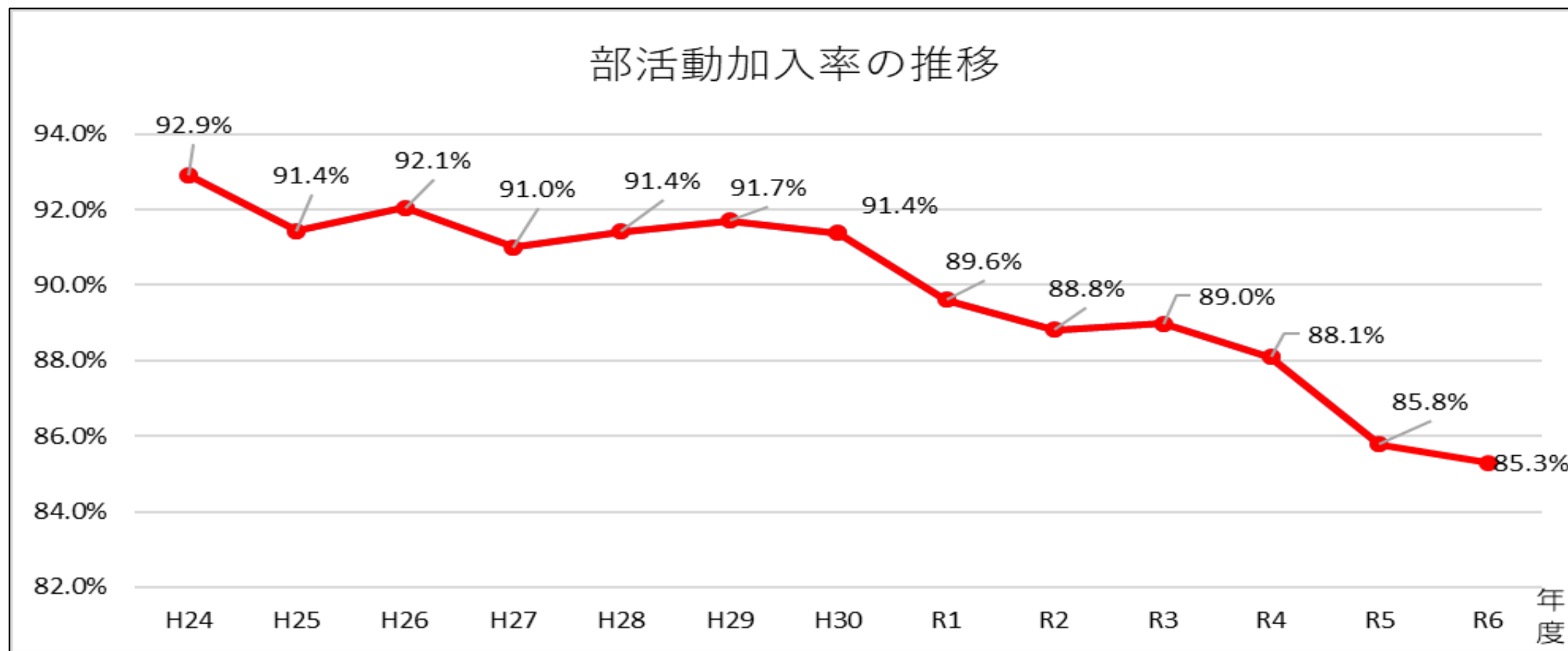


令和2年国勢調査に基づく仙台市の将来人口推計(令和4年3月推計)

02 部活動の実情・課題1

1 生徒数の減少

仙台市の部活動の生徒加入率



(R6. 仙台市中・高部活動調査より)

03

部活動の実情・課題2

1 教職員の働き方改革

国の動向

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～

教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど、教師のウェルビーイングを向上させるとともに、学校が働きやすさと働きがいを両立する職場であることが重要であると示している。

また、教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性として、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要であることも示された。

令和6年8月27日 中央教育審議会による答申

03 部活動の実情・課題2

2 教職員の働き方改革

本市の教職員の実績と働き方改革指針

教職員の働き方改革取組指針（令和4年度～6年度）の目標と実績

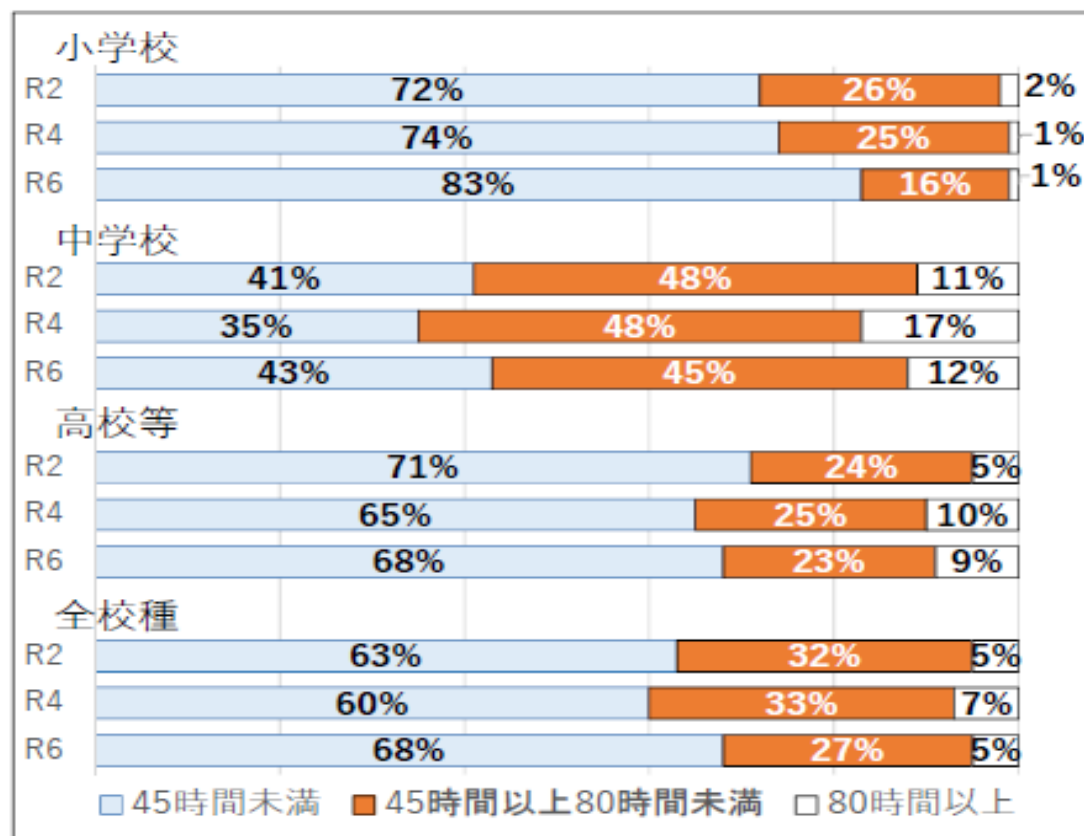
目標1 時間外在校等時間『令和3年度比で一人当たり月10時間／年間120時間削減』

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標
年度 平均	月	45時間18分	44時間52分	41時間18分	36時間48分	35時間
	年間	543時間44分	538時間34分	480時間57分	440時間13分	423時間

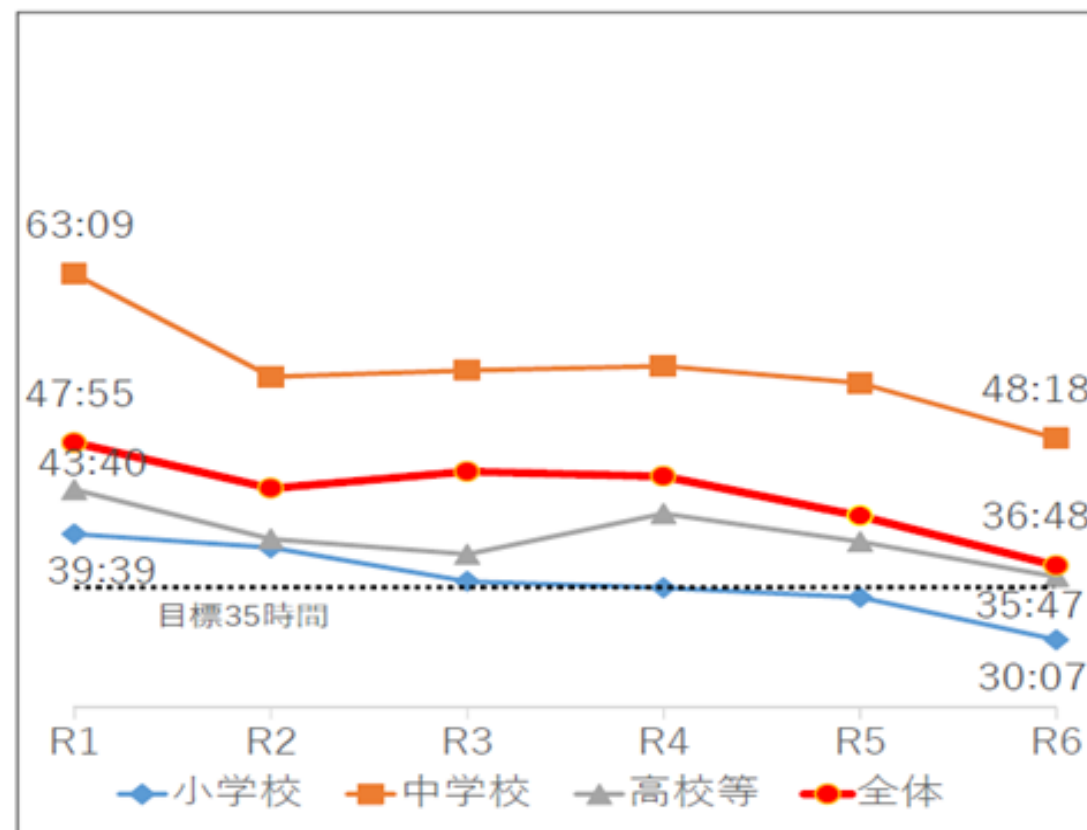
03 部活動の実情・課題2

3 教職員の働き方改革

時間外在校等時間における教職員の割合



時間外在校等時間【校種別・月平均】



R7.5.仙台市の教職員の働き方改革について

03

部活動の実情と課題2

4

教職員の働き方改革

現在の仙台市部活動ガイドラインに沿った学校部活動の活動（一例）

曜日/時間	月	火	水	木	金	土	日
15:20 授業終了	6時間授業					部活動 あり	部活動 休養日
放課後	帰りの会・清掃 15:20～15:45	帰りの会・清掃 15:20～15:45	帰りの会・清掃 15:20～15:45	帰りの会・清掃 15:20～15:45	帰りの会・清掃 15:20～15:45	9:00 ～ 12:00	
	部活動 15:45～	部活動 15:45～	委員会活動 15:45～ ※部活動休養日	部活動 15:45～	部活動 15:45～		
16:45	教職員の 勤務時間終了	教職員の勤務時 間終了	教職員の 勤務時間終了	教職員の 勤務時間終了	教職員の 勤務時間終了		
18:00	～18:00 部活動終了 生徒下校	～18:00 部活動終了 生徒下校		～18:00 部活動終了 生徒下校	～18:00 部活動終了 生徒下校		

- ・教員は、勤務時間外(16:45以降)も、部活動指導を行っている
- ・教員は、部活動(委員会活動)終了後から、次の日の授業準備等を行っている
- ・教員は、休日の部活動終了後の午後から、平日にできなかった仕事をしていることが多い
- ・教員は、専門的な技術を持たない種目の部活動の顧問にあたることもある

04 国における検討状況

平成30年3月

・スポーツ庁が「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」を発表し、部活動改革の議論が本格化。

令和4年12月

・スポーツ庁が「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドライン」を公表。

令和5年【改革推進期間】

・地域の実情に応じて可能な限り、休日の地域移行の環境整備を着実に推進し、早期実現を目指す。

令和8年【改革実行期間】

・休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の達成を目指す。

少子化による部活動の維持困難

生徒数の減少

生徒のニーズの多様化

部活動加入率の減少

教職員の働き方改革

働き方・専門的指導



学校部活動の地域移行

05 前回までの振り返り

【第1回】 R6.8

1. 国の検討の背景
2. 国・県の方角性
3. 仙台市の部活動を取り巻く状況
4. 仙台市の地域移行に関する取組み
5. 部活動の地域移行に係る課題等

【第2回】 R6.11

1. 他都市の状況や取組みと視察報告
2. 本市の地域移行の方角性
3. 本市で想定される地域移行のパターンと地域資源
(仙台市で活動している団体等)
4. その他に考えられる本市の受け皿となりえる資源

【第3回】 R7.3

1. 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する
実行会議」中間とりまとめ
2. 部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂
3. 前回の会議の振り返り
4. 本市で想定される地域移行のパターンと地域資源
(団体へのアンケート結果)
5. 今後の検討課題と方角性

部活動の地域移行に係る期待と課題等

効果

地域移行による効果と課題

活動の選択肢の確保・拡大

世代や学校を越えた新たな仲間との交流

専門的な指導

新たな文化の創出

持続可能なスポーツ・文化環境

競技力の向上

地域の活性化

教員の負担軽減

指導者や受け皿の確保

保護者の経済的負担

生徒の安全管理

活動場所の確保

大会・コンクールの在り方

教員の兼職兼業

課題



05 前回までの振り返り

前回までに確認した方向性

まずは、休日の学校部活動の地域移行を進め、平日は休日の状況を踏まえながら検討する

	現在の活動体制	
	平日	休日（土日）
形態	部活動	部活動
運営主体	学校	学校
活動の位置づけ	学校教育	学校教育
指導者	教職員 部活動指導員 外部指導者	教職員 部活動指導員 外部指導者



休日の部活動の地域展開	
平日	休日（土日）
部活動	<u>地域クラブ活動</u>
学校	<u>任意団体</u>
学校教育	<u>社会教育</u>
教職員 部活動指導員 外部指導者	<u>地域クラブの指導者</u>

06 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要

1 改革の理念及び基本的な考え方等

改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。

※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。

06

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要

1 改革の理念及び基本的な考え方等

地域クラブの在り方

地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、**新たな価値を創出**することが重要。

<新たな価値の例>

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験
(1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な指導者による良質な指導
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動
(引退のない継続的な活動)及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

06 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要

1 改革の理念及び基本的な考え方等

地域全体で連携して行う取組の名称（名称変更等）

地域クラブ活動の在り方等をよりの的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

【コンセプト】

- ・ 学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。
- ・ 新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。

06 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要

2 国の地域展開に関する方針

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
取組期間									
				休日の改革期間			平日の改革期間		
取組内容	・地域の実情に応じて可能な限り早期実現を目指す。 ・<u>まずは休日における地域の環境整備を着実に推進。</u> ・平日の環境整備はできるところから取組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進。			・<u>休日については、次期改革期間内に、原則、全ての部活動において地域展開の達成を目指す</u> ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。 まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。					

07 宮城県の方角性

学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第2版

県では国の中間とりまとめにある改革実行期間の前期の3年間の最終年度中には、県内すべての公立中学校で、休日の部活動を行わないことを目標にしている。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国	改革推進期間	改革実行期間					
		前期		中間評価	後期		
	休日は原則として、全ての部活動において地域移行を目指す。平日は、各種課題を解決しつつ推進する。						
県	改革推進期間	改革実行期間(仮)					
	休日の移行						
	平日の移行	休日の移行の状況を踏まえ取組を進める。					

08

今後の協議会スケジュール（案）

時 期		今後のスケジュール（案）
令和 7 年度	7 月	第 4 回 部活動地域移行検討協議会 ← 今回 (国の現状・最終とりまとめ、県の方方向性、本市の方方向性、アンケート案)
	1 1 月	第 5 回 部活動地域移行検討協議会 (ガイドライン案、地域クラブ認定制度案)
	1 月	第 6 回 部活動地域移行検討協議会【方針案（中間）】 (パブリックコメントの実施)
令和 8 年度	5 月	第 7 回 部活動地域移行検討協議会【方針案（最終）】

09 地域展開にあたっての主な検討事項

(1)「部活動ガイドライン」の改訂

- ・ガイドラインの見直しと改訂（土日の活動廃止と平日の部活動時間等）

(2)中総体を目指す地域クラブや学校施設の利用を考えている地域クラブとの関わり方

- ・実施形態や活動内容等は多様な形があり得るため、自体としての関わり方を検討

(3)施設開放に関する利用ルールの改訂

- ・地域クラブ(団体)が希望した場合の優先的な使用(土・日)等のルールづくりを検討

(4)受益者負担のあり方

- ・適正な会費(参加費)の検討

※ 国が令和7年12月を目途に、受益者負担等について方向性を示す

(5)部活動地域展開の広報活動

- ・児童・生徒、保護者、教職員、市民等への広報活動について検討

(6)教職員の兼職兼業

- ・部活動指導にやりがいを感じている教職員の制度について検討（小学校教員も含む）

10 本日の協議ポイント

1. 休日の部活動のあり方
2. 本市の学校部活動を地域クラブ活動へ展開する時期
3. 地域クラブ活動における新たな価値